

豊橋市立老津小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であってはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる

学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

この組織としては、本校においては「生活サポート委員会」がその役割を担う。いじめの些細な兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事（主任）、生活サポート主任、養護教諭、道徳教育推進教師、スクールカウンセラー、教育相談員等で構成する。

(1)「生活サポート」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取り組みの実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケート等の機会を通して、学校におけるいじめ防止対策のPDCAサイクルによる検証を行う。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の研修を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ・全職員が「チェックリスト」（別添）を実施することで、いじめの防止、早期発見、適切な対処等のあり方の徹底を図る。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・年度当初は必ず、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取り組み状況や相談機関を保護者に周知する。
- ・いじめに関わる学校評価アンケートを行い、結果を保護者に発信するとともに、結果にもとづき基本方針の見直しを行う。

エ いじめ事案への対応

⇒別添「いじめ早期発見・対応マニュアル」

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、生活サポート委員会を中心に学校体制で迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の児童の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取り組み

この基本方針と豊橋市教育委員会策定の「いじめの予防、早期発見・早期対応マニュアル」および「子どもの自殺予防マニュアル」をもとに取り組んでいく。

(1) いじめの未然防止の取り組み

- ア いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、すべての児童が安心感を抱き、自己肯定感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」「絆づくり」を意識して教育活動を展開していく。
- イ 「わかる授業」づくりに努め、児童の個性や能力に応じた教育活動を展開することにより、いじめを生まない人間関係や学校風土をつくる。
- ウ 道徳教育や人権教育を軸に、様々な教育活動を通して、仲間づくりを行い、思いやりの心を育成する。
- エ 互いを認め合い、高め合う温かい学級集団づくりに取り組む。児童たちが主体的に取り組める活動を展開し、達成感を味わったり成功体験を味わったりすることで、自己肯定感や自己有用感、自他を尊重する態度を育成する。
- オ 児童に「いじめは絶対に許さない」という強い信念をもたせることで、いじめをやめさせたいと思う心を育み、学級会など児童の自主的、主体的な活動による「自浄力」を高める。
- カ 「性的マイノリティ」とされる児童は、自身の状態を秘匿している場合が多きことを踏まえ、教職員が確かな人権感覚をもち、偏見をなくすとともに、性別に関わる冗談やからかいを慎む。
- キ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取り組み

- ア 児童の心身の状況や変化を的確につかむ健康観察を行う。また、児童生徒との日常の交流を大切にし、生活日記や連絡帳、個人面接、休み時間中の雑談等、日頃から児童に寄り添う姿勢をもち続けるよう努め、児童や保護者との信頼関係を築く。
- イ 教職員が学校生活のあらゆる場面において一人ひとりの児童を見守り、情報を共有し、報告・連絡・相談・確認を重視する。
- ウ 定期的に行う「生活アンケート」の質問項目はいじめに特化せず、生活すべてをとらえるものとする。児童生徒の実態把握に努める。発達段階に応じて質問文を準備し、必要に応じて聞き取り調査を実施する。
- エ 定期的な面談でなく、教職員が常に児童の話に耳を傾ける姿勢を保ち、養護教諭やスクールカウンセラー等を含め、児童が相談したいときにすぐ応えられるよう校内の教育相談機能の向上に努める。
- オ 児童の発達段階に応じて教科、特別活動、総合的な学習の時間等を活用して行う情報モラル教育の充実に向け、研修会などを実施する。また、インターネットやSNSによるいじめ、下校後のいじめなど見えにくいいじめにも注意を払う。さらに地域から情報が得られるような体制を構築し、いじめの早期発見に役立てる。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめを認知したら、速やかに「いじめ防止対策組織」を開き、組織で対応する。その場合には、多方面からの情報を収集、整理することにより、全体像を把握し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図る。そして、いじめを受けた児童への支援と、いじめを行った児童の指導を分担する。いじめを行った児童には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- イ いじめを通報・相談した児童のプライバシーを確実に守る。勇気をもって教職員にいじめを通報・相談した児童の行動を認め、いじめを通報・相談してきた児童の安全を確

保するための取り組みを徹底する。

ウ 周囲の児童に対しては、自分たちのこととして問題をとらえさせ、いじめの傍観者にならずいじめ問題の解決に向けた一步を踏み出す勇気もてるようにする。

エ 校内の組織や教職員だけでなく、保護者の理解、協力を得ながら対応するとともに、関係機関(スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等)の連携も視野に入れて対応する。

オ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署等とも連携して行う。

4 重大事態につながる可能性がある場合の対応

児童が自殺をほのめかすなど、自殺・重大事態につながる可能性がある場合は、教職員の対応が当該児童に刺激を与えることがないように留意し、迅速に対応する。

- (1) 校長のリーダーシップの下、直ちに「いじめ防止対策組織」や職員会議を開き、「子どもの自殺防止マニュアル」(平成25年度豊橋市教育委員会策定)に基づき、事実関係や今後の方針についての情報を共有する。
- (2) 直ちに教育委員会に報告して情報を共有し、連携して対応する。
- (3) 全教職員が危機感をもって速やかに当該児童の見守り体制を構築するとともに、家庭や関係機関、スクールカウンセラー、各種相談機関との連携を図る。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、【重大事態発生時の調査対応図】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「老津小学校いじめ調査委員会」を設置し、事案に応じてスクールカウンセラー、市の臨床心理士や教育相談員を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。
- (4) 市の教育支援コーディネーターを通じて関係機関との連携を取り、加害・被害双方の児童や保護者の心のケアに努める。

【重大事態発生時の調査対応図】

